

《目 次》

第Ⅰ編 施行基準 2024

1. 総則

1.1 施行基準	1
1.1.1 目的	1
1.2 指定給水装置工事事業者制度	3
1.2.1 給水装置と給水装置工事	3
1.2.2 指定工事業者の指定	5
1.2.3 主任技術者の職務	7
1.3 給水装置の概要	9
1.3.1 給水装置の設置	9
1.3.2 給水方式	10

2. 給水装置の構造と材質

2.1 構造と材質	13
2.2 指定材料	15
2.3 基準適合品の使用等	36

3. 設計

3.1 基本計画	41
3.2 設計水圧	43
3.3 給水方式の決定	44
3.4 計画使用水量の決定	45
3.4.1 用語の定義	45
3.4.2 水栓数等による口径制限	46
3.4.3 計画使用水量の決定（その1）	47
3.4.4 計画使用水量の決定（その2） [給水器具負荷単位]	53
3.5 給水管の口径決定	57
3.5.1 基本事項	57
3.5.2 損失水頭の計算	60
3.5.3 直結直圧式の計算	65
3.5.4 給水主管と枝管の概略決定方法	68
3.6 図面作成	69
3.6.1 作図要領	69
3.6.2 留意事項	75
3.6.3 作図例	79

4. 3階直結直圧式給水	
4.1 基本事項	85
4.2 配管	86
5. 直結増圧式給水	
5.1 基本事項	89
5.2 事前協議	91
5.3 設計	92
5.3.1 直結加圧形ポンプユニットの吐水圧の設定	92
5.3.2 口径の決定	96
5.4 直結増圧式の構造	97
5.4.1 分岐及び引込管の口径等	97
5.4.2 直結加圧形ポンプユニット	98
5.4.3 水道メーターの設置	99
5.4.4 吸排気弁	102
5.5 増圧猶予	103
5.5.1 基本事項	103
5.5.2 事前協議	106
5.6 貯水槽式から給水装置に切替える改造工事	107
6. 貯水槽式給水	
6.1 基本事項	109
6.1.1 貯水槽設置に係る規制	109
6.1.2 市納金等	110
6.2 水道メーターから貯水槽まで	111
6.2.1 貯水槽式給水の構造	111
6.2.2 貯水槽廻りの配管	113
6.3 貯水槽以下の給水設備	116
7. 施工	
7.1 給水管の取出し	117
7.1.1 管理者への連絡等	117
7.1.2 配水管からの分岐する給水管	124
7.1.3 分岐方法	125
7.1.4 給水管の配管	125
7.1.5 撤去工事	128

7.2 分岐の穿孔工程	130
7.2.1 サドル付分水栓穿孔	130
7.2.2 割T字管分岐	132
7.3 給水管の埋設深さ及び占用位置、給水管の明示	134
7.3.1 埋設深さ及び占用位置	134
7.3.2 給水管の明示	136
7.4 弁栓類の設置	139
7.4.1 止水栓等の設置	139
7.4.2 空気弁、排泥弁及び消火栓の設置	143
7.5 水道メーターの設置	144
7.5.1 メーター設置の原則	144
7.5.2 メーター廻りの配管	146
7.5.3 メーターバイパスユニットの設置	148
7.6 土工事等	150
7.6.1 土工事	150
7.6.2 道路復旧工事	152
7.6.3 現場管理	153
7.6.4 断水工事の要領	154
7.7 宅地内配管	155
7.7.1 基本事項	155
7.7.2 さや管ヘッダー工法	158
7.7.3 スプリンクラー設備	161
7.7.4 地下式消防水槽等	163
7.8 各管種の接合方法	165
7.9 給水装置のシステム基準	175
7.9.1 配管工事後の耐圧試験	175
7.9.2 水の汚染防止	176
7.9.3 水撃防止	177
7.9.4 侵食防止	178
7.9.5 クロスコネクションの禁止	182
7.9.6 逆流防止	183
7.9.7 寒冷地対策	187

8. 手続

8.1 明石市の給水装置に関する知識	189
8.1.1 水道施設管理システム	189
8.1.2 申込の留意事項	191
8.1.3 分岐承諾について	195

8.2 申込の概要	198
8.2.1 基本事項	198
8.2.2 申込書の流れ	200
8.2.3 事前協議の書類	204
8.2.4 給水台帳の閲覧	205
8.3 工事用の申込	206
8.4 一般用の申込	207
8.4.1 申込書類	207
8.4.2 穿孔監督依頼	215
9. 検査	
9.1 工事用の竣工	221
9.1.1 工事用の竣工届	221
9.1.2 工事用の開栓手続	223
9.2 一般用の竣工検査	227
9.2.1 自主検査	227
9.2.2 局の竣工検査	230
参考図書	233